

葵ヶ丘こども園 重要事項説明書

教育・保育給付認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の運営主体

名称	社会福祉法人 みのり会
所在地	静岡県浜松市中央区高丘東三丁目54番18号
電話番号	053-437-7952
代表者氏名	理事長 高橋 直人

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	葵ヶ丘こども園
施設の所在地	静岡県浜松市中央区高丘東三丁目54番18号
連絡先	TEL 053-437-7952 FAX 053-437-7950 e-mail info@aoigaokahoiku.com
施設長氏名	園長 高橋 直人
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	1号認定子ども(新2号含む) 満3歳以上の小学校就学前の児童の内、2号認定子ども以外の児童 12人 内 満3歳児 3人、3歳児 3人、4歳児 3人、5歳児 3人 2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の児童の内、保育を必要とする児童 66人 内 3歳児 22人、4歳児 22人、5歳児 22人 3号認定子ども 満3歳未満の児童で保育を必要とする児童 64人 内 0歳児 21人、1歳児 21人、2歳児 22人 合計 142人
開設年月日	昭和56年4月1日 葵ヶ丘保育園 開設 令和5年4月1日 葵ヶ丘こども園 開設

3. 施設の目的・運営方針

葵ヶ丘こども園（以下「当園」という。）は、乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると考え、以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 当園は、関係法令を遵守するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき教育・保育の提供を行います。
- (2) 当園は、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行います。
- (4) 当園は、利用子どもの属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの教育・保育給付認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭における支援等を行うよう努めます。

4. 提供する教育、保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育、保育等その他の便宜の提供を行います。

○教育・保育方針

- ・子どもの健全な心身の発達を図ります。
- ・豊かな人間性を育みます。
- ・家庭や地域と連携を図り、子育て支援を行います。

○教育・保育目標

当園では、「生きるための基礎となる力」を育てることを目標に掲げ実践します。

I. 明るく元気な子

豊かな言葉のある環境で、情緒の安定を図り、生活や遊びの中で考え工夫し、知的興味や関心、豊かな感性と創造性の芽生え、明るく活発に過ごす基礎を培います。

II. 健康で意欲のある子

基本的生活習慣の自立に向け、「やりたい」という気持ちを大切に、沢山の中から自分で選択、体験、健康に留意し、将来の自立に向け、急がず根気よく無理なく伝え、個を大切に、年齢に応じた養護と教育のバランスを考え、固く信頼関係の結ばれる教育・保育を行います。

III. 思いやりのある子

のびのび遊び、包み隠さず自分を表現し、ぶつかり合いの中から、家庭的な雰囲気の中で生活し、子どもが子どもの中で育ち合う環境を作り、生活や遊びの中で自分の意思や考えが表現でき、相手の人権を尊重し、逞しさ、競争心、やさしい思いやりの心を育てます。

○食事の提供

- ・当園では、季節の食材を使った和食を中心とした献立を作成し、子どもたちが楽しみながら食事ができるよう工夫しています。
- ・なお、行事等で弁当の持参をお願いする日があります。
- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・食物アレルギーへの対応を行っています。

お子様に食物アレルギーの心配がある方は、医療機関でのアレルギー抗体検査と診断を受け「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(浜松市指定)」を提出してください。

5. 施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,215.91㎡
	園庭	576.88㎡
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
	延べ面積	1,299.92㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考	設備	部屋数	備考
乳児室(含ほふく室)	2		調理室	1	
保育室	4		ランチルーム	1	
遊戯室	1	多目的ホール			

6. 職員体制

令和7年4月1日時点

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
教頭	1	1	0	
主幹保育教諭	2	2	0	
保育教諭	21	18	3	
栄養士	2	1	1	外部委託、内1名は自園職員
調理員	2	0	2	外部委託
事務職員	2	1	1	
嘱託医	1	0	1	
嘱託歯科医	1	0	1	
嘱託薬剤師	1	0	1	
その他	3	1	2	用務員等

※職員数は、変動する場合がありますが、教育・保育の提供に必要な職員数を配置しています。

※12時間開園のため、職員は、ローテーションで勤務しています。

職務内容

園長…特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

教頭…園長を補佐し特定教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。

主幹保育教諭…園長を補佐するとともに、教育・保育計画の立案や教育・保育給付認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び特定教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。

保育教諭…全体的な計画及び年間計画に基づき月及び短期の指導計画を立案し、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう教育・保育を行う。

栄養士…委託業者に対して、給食の重要性を認識させ栄養基準及び献立の作成基準を明示し、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認を行う。

委託栄養士…給食及びおやつの栄養指導及び管理し、調理配膳する。また、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

委託調理員…献立に基づく給食及びおやつの調理・配膳業務及び食育に関する活動を行う。

事務職員…当園の事務及び諸用務に従事する。

嘱託医…当園の利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び利用子どもの教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

嘱託歯科医…当園の利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び利用子どもの教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

嘱託薬剤師…当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

用務員…当園の雑務を行う。

保育補助者…保育補助者は保育教諭の職務を助ける。

7. 開園時間、教育・保育を提供する日及び提供時間

当園の開園時間は、午前7時から午後7時までです。

設定区分	1号認定子ども(新2号含む)	2号認定子ども	3号認定子ども
対象者	満3歳以上の小学校就学前児童の内、2号認定子ども以外の児童	満3歳以上の小学校就学前児童の内、保育を必要とする児童	満3歳未満児で保育を必要とする児童
提供する日	月曜日から金曜日まで	月曜日から土曜日まで	
休業日	土曜日、日曜日、祝日 夏季休業日 8月15日前後の一週間 冬季休業日 1月1日前後の一週間 春季休業日 3月31日前後の一週間	日曜日、祝日 年始休日（1/2から1/3まで） 年末休日（12/29から12/31まで）	
提供時間	教育標準時間 (概ね5時間程度) 9時～14時（※1） 2号認定子どもも同様	保育標準時間（最大11時間） 7時～18時	
		保育短時間（最大8時間） 8時30分～16時30分	

（※1）9時前及び14時を超えて預かりが必要な場合、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日は、預かり保育を利用することができます。（別途利用者負担が必要となります。）

○2号認定子ども・3号認定子どもに実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育・保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上で教育・保育給付認定保護者毎に個別に決定します。また、18時以降の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供いたします。

なお、保育短時間認定の場合は、7時から8時30分まで及び16時30分から19時の時間帯となります。

延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。

○土曜保育を利用される場合は、事前の申し込みが必要となります。

○欠席又は登園が遅れる場合は、必ず朝9時までに理由を添えて連絡をしてください。（9時までは留守番電話になっています。）

○教育・保育上必要があり、またはやむを得ない事情があるときは休業日に教育・保育を行う場合があります。

○非常災害その他急迫の事情があるときは、市と協議のうえ臨時に休園日とする場合があります。

○最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますよう願います。

8. 利用料金及び支払い方法

(1) 教育・保育に係る利用者負担（基本利用料）

	1号認定子ども (新2号含む)	2号認定子ども	3号認定子ども
金額	無償化のため利用料の徴収はなし		支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）
支払方法			口座振替又は現金集金
引落日			毎月20日（土日祝日の場合は、翌営業日）

○支払方法

浜松磐田信用金庫からの口座振替又は現金による支払となります。口座振替の場合で浜松磐田信用金庫の口座をお持ちでないご家庭は、通帳をお作り下さい。

利用料が引き落とされない場合は、督促状を発行しますので速やかにこちらの指定する口座に、振込手数料利用者負担にて振込してください。

正当な理由がなく2ヶ月以上利用料の支払がない場合は、利用継続の意思を確認させていただくことがあります。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(1)に掲げる利用料のほか、教育・保育の実施に係る実費分として、以下の金額を徴収します。

○教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

No.	項目	内容及び支払を求める理由	金額（月額）
①	主食費	1号認定子ども・2号認定子どもの主食の食材料として使用するため	2,000円
②	副食費	1号認定子ども・2号認定子どもの副食の食材料として使用するため	4,500円
③	絵本代	個人で使用する絵本代のため	460円
④	衛生費	個人で使用する衛生消耗品代のため	280円
⑤	寝具代	個人で使用する敷布団・ベッドレンタル代のため 0・1歳児クラス 2～5歳児クラス（4・5歳児クラスは利用月のみ） 土曜保育利用者（寝具代の支払がない月のみ）	600円 300円 100円

その他個人持ち用品代・教材費、新入園・新学期用品代（個人で使用する用品代、教材費、新入園・新学期用品代のため）、行事費（教育保育活動の一環として実施する行事に参加する子どもに対して必要なため）、口座振替手数料等（口座振替の実施にあたり必要なため）必要に応じて徴収する利用者負担金は実費とする。

また、保護者会の会費が月額５８０円、後援会の会費が月額５００円（一家庭あたり）がかかります。保護者会及び後援会は、子どもの心身の健全で健やかな成長の一助となる為、規約に基づき事業活動を行うことを目的とし、当園とは独立した別組織であり、原則として全員入会して頂きます。

なお、会費の納付先は各会となります。

感染症対策或いは入院等で長期欠席することが予め分かっている利用子どもに対する主食費及び副食費の返還について

- ① 各月の欠席日数が連続して１２日以上の場合（欠席日の３日前迄に申し出）若しくは併行通園等により各週の半分以上出席しないことが明らかな場合
…月額の半額を返還
- ② １か月を通じて欠席した場合（欠席日の３日前迄に申し出）
…月額の全額を返還

上記以外の場合は、いかなる場合も返還出来ません。

- (3) 時間外保育（預かり保育・延長保育）に係る利用者負担 (該当者（利用者）のみ対象)

	２号・３号認定子ども		１号認定子ども
	保育標準時間	保育短時間	
保育時間	７時～１８時	８時３０分～１６時３０分	９時～１４時
延長保育 (預かり保育)	—	７時～８時３０分	７時～９時
	１８時～１９時	１６時３０分～１９時	１４時～１９時
夏季休業日・冬季休業日・春季休業日における延長保育（預かり保育）	—	—	７時～１９時

- ・保育標準時間認定利用子どもの延長保育料は、月額契約又はその都度契約とする。
月額契約の場合は１８時から１９時まで月額３,０００円、その都度契約の場合は１８時から１８時３０分までは日額３００円、１８時３０分から１９時まで日額２００円とする。
- ・保育短時間認定利用子どものその都度延長保育料は、３０分毎に日額２００円とする。
- ・１号認定子どもの預かり保育料については、７時から９時まで及び１４時から１８時まで１時間毎に日額１００円、１８時以降は３０分毎に日額２００円とし、７時から９時まで及び１４時から１８時まで月額１１,３００円を限度とする。
また、夏季休業日・冬季休業日・春季休業日については、７時から１８時まで１時間毎に日額１００円、１８時以降は３０分毎に日額２００円とする。
- ・時間外保育を希望される方は、「月決め時間外保育希望届」を提出してください。
- ・延長保育料については、口座振替又は現金にて集金させていただきます。
- ・預かり保育料は法定代理受領により浜松市から施設に対して給付されるため、当園への支払いは不要です。
- ・何らかの事情で降園時間が遅れる場合は、必ず園に連絡ください。

9. 利用の開始、終了に関する事項

当園を利用するにあたっては、次の手続きが必要です。

1. 当園は、市町村からの教育・保育の実施について教育・保育給付認定(1号・2号・3号)を受けた児童からの利用の申し込みがあった時、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
2. 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の要件に該当する者の順に優先的に取り扱い、それ以外については面接等により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - (1) 当園在園中で、教育・保育給付認定が2号認定子ども・3号認定子どもから1号認定子どもに変わる者。
 - (2) 兄弟姉妹が在園している者。

2号認定子ども・3号認定子どもについては、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じる。

当園を利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育等の提供を終了します。

- (1) 利用子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 緊急時の対応及び非常災害時の対応

○緊急時の対応

教育・保育中に利用子どもの状況に急変が生じた場合やその他必要な場合、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、教育・保育給付認定保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

・当園で加入している保険の内容

保険の種類	園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保険の内容	通常保育事業・特別保育事業を包括的に補償します。

・緊急時における対応（以下の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。）

管轄する消防署、警察署等の 関係機関の名称	緊急連絡：浜松市消防局情報指令課 電話番号：119 消 防 署：中消防署高台出張所 電話番号：053-472-1605 警察署：浜松中央警察署葵高丘交番 電話番号：053-436-1277
--------------------------	---

○非常災害時の対応

- ・当園では、非常災害時には、別途定める消防計画書により対応します。

防災設備		・消火器 ・火災通報装置 ・自動火災報知設備 ・誘導灯 ・避難器具 ・防炎カーテン・防炎敷物の使用
避難・救出・消火訓練		避難、救出及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次	園内 多目的ホール
	第2次	葵が丘小学校
利用子ども引渡し		園内もしくは、上記避難場所のより安全な場所で「利用子ども引渡しカード」を基に確認した上で教育・保育給付認定保護者に引き渡します。

11. 健康管理について

○嘱託医等

(1)嘱託医

医療機関等	宮島内科医院
院長氏名	宮島 勲
所在地	浜松市中央区葵東二丁目13-33
電話番号	053-436-1405

(2)嘱託歯科医

医療機関等	深谷歯科クリニック
院長氏名	深谷 芳行
所在地	浜松市中央区高丘東四丁目1-9
電話番号	053-438-4800

(3)嘱託薬剤師

医療機関等	杏林堂薬局 浜松医大調剤センター
薬剤師氏名	橋本 悠希
所在地	浜松市中央区半田山一丁目20-2
電話番号	053-431-3711

○教育、保育中の体調不良・発熱の対応

- ・登園前には、必ず体温や健康状態の確認を行ってください。
- ・ご家庭での発熱や怪我など健康上、気になる事があれば、登園時に必ずお知らせください。
- ・登園後に発熱し、38度を超えた場合にはお迎えの連絡を入れさせていただきます。
また、38度以下であっても症状によってはお迎えをお願いする場合があります。
- ・発熱で早退した場合、翌日は自宅で静養し、体調を整えてください。
- ・朝から、37.5度以上の熱があり、元気がない・機嫌が悪い・食欲不振などの全身状態の不良が見られる場合、登園を控えてください。

○感染症について

- ・集団生活の場では、感染症にかかりやすくなります。

本人の体力回復のために、また蔓延を防ぐために、感染の疑いがある時は、早めに受診し、罹患していると分かった時点で連絡をください。また、ご家族の方が罹患された時もお知らせください。その際、感染防止の点からお子さんの登園を控える等の配慮をお願いします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患された場合は、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を提出して頂きます。
- 出席停止となるその他の学校保健安全法（昭和33年法律第56号）で定められた感染症に関しては、「意見書(当園指定用紙)」の提出が必要となります。
- ・ 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の第一種～第三種に該当しない感染症につきましても「登園届(当園指定用紙)」が必要な場合があります。

○与薬について

＊与薬については、医療行為に当たるため原則行いません。

ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。

- ・ 教育・保育給付認定保護者の判断で持参した薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤等是对応できません。
- ・ 与薬を依頼する場合は、毎回「与薬依頼書」に必要事項を詳細に記入し、必ず職員に手渡ししてください。
- ・ 持参する際は一回ずつに分け、当日分のみご用意ください。お薬そのものにも、日付、名前、与薬時間を記入してください。

予防すべき感染症について

下表に示した第一種～第三種の感染症にかかった場合は、出席停止となります。
完治し、登園する場合は、医師用の意見書が必要になります。医師用の意見書は園にありますのでお申し付けください（ホームページからのダウンロードも可能です）。

分類	病 名	出席停止期間
第一種	急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア等	治癒するまで

分類	病 名	出席停止期間	症 状
第二種	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過（発症の翌日を1日目）かつ症状軽快した後1日経過するまで	頭痛・発熱（高熱）・咽頭痛・熱性けいれん・クループ・咳等
	インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	悪寒・頭痛・高熱・関節痛・咽頭痛・咳等
	百日咳	特定の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	連続して止まらない咳（夜間に咳がひどくなる）
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	カタル期：口内のコプリック斑・咳等 発疹期：赤い発疹・発熱等
	流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	発熱・耳下腺（耳たぶの下）の腫れ・食欲不振等
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	発熱・淡紅色の発疹・リンパ節の腫れ等
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	かゆみや疼痛を伴う発しん・発熱等
	咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	高熱・全身症状・咽頭炎・結膜炎等
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	診断によって異なるが咳・痰・微熱等
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐。時に劇症型感染症
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで	激しい腹痛・下痢・嘔吐
	流行性角結膜炎		結膜充血・まぶたの腫脹・流涙・めやに等
	急性出血性結膜炎		結膜充血及び出血・異物感等
	その他の感染症	園内での流行状況によって登園許可証の提出をお願いする場合があります。	

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザについては、専用の新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書が登園時に必要になります。新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書は園にありますのでお申し付けください（ホームページからのダウンロードも可能です）。

○登園届（当園指定用紙）が必要な感染症

下記の感染症には登園届が必要となります。病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医師の診断がでてから教育・保育給付認定保護者が記入して園に提出してください。

登園届は園にありますのでお申し付けください（ホームページからのダウンロードも可能です）。

- 溶連菌感染症
- マイコプラズマ肺炎
- 手足口病
- 伝染性紅斑（りんご病）
- ヘルパンギーナ
- ウイルス性胃腸炎
- RS ウイルス
- （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス 等）
- 突発性発疹
- 帯状疱疹

伝染性膿痂疹（とびひ）	左記の感染症につきましては、出席停止の措置は必要ないとされていますが、患部の様子・感染状況の中で通院・駆除・お休みなどをお願いする場合があります。
伝染性軟属腫（みずいぼ）	
あたまじらみ	

※上記に記載されていない病気につきましても、感染力が強い感染性の病気等の際には医師の意見書の提出をお願いする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」に指定されており、学校保健安全法施行規則第18条第2項に定める第一種感染症とみなされます。このため、該当感染症にかかった場合は、治癒するまで出席停止となります。

12. ご意見・ご要望に関する相談窓口

当園では、ご意見・ご要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	・ 苦情解決責任者 園長 高橋 直人 ・ 苦情受付担当者 主幹保育教諭 山下 麻貴 ・ TEL 053-437-7952 ・ FAX 053-437-7950 ・ e-mail info@aoigaokahoiku.com ・ 利用時間 9:00～17:00（月～金）
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申出ください。
第三者委員	引野 和矢（民生委員） TEL 053-436-0558
	若松 由希野（主任児童委員） TEL 053-439-3119

※ 上記のほか、玄関にご意見・ご要望等に係る提案箱を設置しています。

13. 個人情報の使用について

利用子ども及び教育・保育給付認定保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用することがあります。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有するとき。
- (2) ホームページその他で当園の活動を報告するにあたり、利用子どもの写真を使用するとき。
入園面接時、教育・保育給付認定保護者に対し写真公開の可否を伺います。
- (3) 他の保育園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うとき。
- (4) 病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき。

14. 児童虐待に対する措置

- (1) 当園では児童虐待をなくし、子どもたちの安全を守るため、児童虐待を発見した時は、関係機関へ速やかに連絡を行う義務があります。
- (2) なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見した時は、当園または、児童相談所（189）、中区社会福祉課家庭児童相談室（053-457-2300）まで連絡をお願いします。